

## 令和8年度婚活イベント企画運営等業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度婚活イベント企画運営等業務

### 2 業務の目的

佐賀県は、結婚を希望する独身者の結婚に対する気運の醸成を図るとともに、出会いの機会を創出するため、婚活イベント（以下、「イベント」という。）を実施する。

### 3 業務の目標

- ・参加者数が各回定員 100 名(男女各 50 名)を満たすこと。
- ・参加者の満足度が8割を超えること。
- ・参加者の8割以上が異性の参加者と連絡先を交換できること。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 5 業務の概要

- (1) イベントの企画・運営
- (2) 広報の実施
- (3) その他関連業務

### 6 業務の内容

- (1) イベントの企画・運営

#### ア 開催回数

2回

#### イ 開催時期

参加者の満足度向上や集客につながる日時を提案すること。

#### ウ 開催場所

佐賀県内（屋内・屋外問わない）

なお、屋外開催を企画する場合は、雨天になることも想定し、イベントが滞ることのないようにすること。

#### エ 参加者

20代～30代の独身者

#### オ 定員

各回 100 名（男女各 50 名）程度とすること。

定員を超える参加申し込みがあった場合は、県内在住者を優先すること。

参加者が定員に満たない場合は、参加者の確保に努めること。

#### カ 参加費

入場料・飲食代等の実費相当を参加費として徴収して差し支えない。ただし、参加費を有料とする場合は、男女同額とし対象者が若年世代であることを考慮した金額設定とすること。また、参加費は受託者の収入とすること。

#### キ 内容

・企画にあたっては、婚活アドバイザー等の企画監修者に助言を求めるとし、企画監修者についても提案すること。

・参加者にとって魅力的で参加意欲を高めるプログラムを提案すること。

・地域の特色を活かし、将来佐賀県内で結婚することを想像させる未来につながるプログラムを提案すること。

・参加者同士の活発な交流を促すプログラムを提案すること。

・イベントの最後にマッチングを行うこととし、マッチングの手法についても提案すること。

・参加者の婚活に対する意識向上を図るための事前セミナー（トークスキル講座、メイク講座等）等のコンテンツを設けること。

・マッチング数の増加や参加者の満足度向上につなげるための工夫を加えること。

・さが出会いサポートセンターの入会登録を促す工夫を加えること。

・その他本事業の目的に沿った有効な企画があれば提案し、実施すること。

#### ク 運営

・企画監修者・司会者・会場等との調整、謝礼・旅費・使用料等の支払い、参加者募集、申込受付、当落・中止の通知、参加費の徴収、各種問合せ対応、当日の運営等イベントの実施に係るすべての業務を行うこと。

・魅力的なイベント内容とするため企画監修者を配置すること。

・参加者同士の活発な交流を促すなど、参加者への適切な支援が可能となるよう、コミュニケーション力、観察力及び進行管理力等に優れた人員を適切に配置すること。

・運営マニュアルを作成し、円滑に事業を進めること。また、事業が遂行可能な人員を確保し安定した運営体制とすること。

・ウェブ上に専用ページを制作するなど、イベントへの参加希望者が手軽に申し込める参加申込フォームを設けること。申込受付の際、参加予定者が独身であることを確認すること。

・受付が滞りなく行えるよう、受付方法を工夫すること。なお、受付時に写真付きの本人確認書類等を提示させ、申込者本人であることを確認すること。

・気象状況その他の事情により中止する場合に備え、あらかじめ参加者への連絡体制を準備しておくこと。また、中止する場合は事前に県と協議するとともに、会場、参

加者等の調整を行うこと。

#### ケ アンケートの実施

参加者には、アンケートを取るとともに、イベント後も継続的に婚活に取り組めるようなアフターフォローを行うこと。

#### (2) 広報の実施

集客に向けて、参加促進につながるよう実効性の高い手法を提案し実施すること。

また、効果的な PR につながるイベント名及びキービジュアルについても提案すること。

#### 7 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

#### 8 事業の報告

以下に示す内容を県へ報告すること。

##### (1) スケジュール表

<数：各1部 媒体：紙 提出時期：業務開始時>

##### (2) 業務完了報告書

<部数：1部 媒体：紙 提出時期：業務完了時>

##### (3) 当事業で作成した印刷物データ (Ai データ、PDF データ)、記録写真データ、動画データ、アンケート集計データ (エクセル)、資料データ等

<部数：1部 媒体：CD 等 提出時期：業務完了時>

##### (4) 本業務において作成した資料等

<部数：1部 媒体：現物 提出時期：作成時>

##### (5) その他、佐賀県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

#### 9 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。

(2) 受託者は、事業の実施状況について県に報告する。

(3) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む) は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて県に帰属するものし、県は、これらの制作物 (写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等) を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。

ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開

イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動

(5) (4) 以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。

- (6) 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行にあたらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。
- (13) 本事業の委託費による支出については、使用目的、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等の証明書類を事業終了後5年間整備しておくこと。